

共同法人会員に係る法律援助基金のための特別会費徴収の件（令和三年六月十一日定期総会決議）中一部修正
共同法人会員に係る法律援助基金のための特別会費徴収の件（令和三年六月十一日定期総会決議）の一部を次のよ
うに改正する。

第二項中「九百円」を「八百円」に改める。

第四項中「令和五年六月」を「令和七年六月」に改める。

附 則

第二項及び第四項の改正規定は、令和三年十二月三日から施行する。